## 受領委任制度(登録)説明会

## あはき療養費の受領委任制度が始まります。

大阪府東洋療法協同組合

受領委任の取扱いについては、施術者と行政(地方厚生局)が受領委任の契約を締結することにより、患者の施術料支払いや療養費請求手続きに係る負担が軽減され、保険者等への療養費請求手続きが明確化され、必要に応じて行政から施術者等に対して指導監督が行われ、療養費の不正又は不当な請求への対応が行われるものです。施術者との受領委任の契約の締結は、施術者等に対して、一定のルールに基づく施術や療養費の請求等を行うことを求め、施術者等がこれを約束したことを公に認める行為であり、形式的には契約という形態をとっているが、受領委任の取扱いを認めるにふさわしい施術者等であることを行政として公に認める行為でもあります。

受領委任の取扱いを開始する平成31年1月1日から受領委任の取扱いを希望する施術者は、平成30年7月2日から平成30年10月31日までの間に関係書類一式を提出し、また、平成31年1月4日以降に受領委任の取扱いを希望する施術者は、平成31年1月4日以降、随時提出し、登録をしなければなりません。

下記の日程で、説明会を開催いたしますので、療養費を取扱う方は必ず受講してください。

記

1	7月	1日(日)	午前 10~12 時	◆会場 大鍼師会3階
2	7 月	14日(土)	午後 3~ 5時	◆定員 先着 80 名 ◆受講料(資料代含)
3	8月	5日(日)	午前 10~12 時	
4	8月	18日(土)	午後 3~ 5時	会員  5,000 円※   (当組合にレセプトを提出
5	9月	2日(日)	午前 10~12 時	している方は 2,000 円、再
6	9月	8日(土)	午後 3~ 5時	受講の方は無料)
7	10 月	7日(日)	午前 10~12 時	一般 10,000円

◆お問合せ 大阪府東洋療法協同組合 TEL.06-6624-3332 (左向)

以上

## 申込書(FAX:06-6624-3337)

(第1~3希望日を記入してください。第1希望に添えない場合は、ご連絡いたします。)

第 1 希望	第2希望		第3希望
<ul><li>会員( 師会)</li><li>一般(免許)あはき</li></ul>		TEL : FAX :	